

経支第483号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年7月10日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コジマ×ビックカメラ新船橋タウン
千葉県船橋市山手三丁目4番地2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
- 3 変更前の駐車場の収容台数
270台
- 4 変更後の駐車場の収容台数
112台
- 5 変更前の駐輪場の位置及び収容台数
143台
- 6 変更後の駐輪場の位置及び収容台数
31台
- 7 変更年月日
令和9年2月23日

二 届出年月日

令和8年6月22日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年7月10日から11月10日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年7月10日から11月10日まで。

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757